

大阪市 市民活動推進助成事業 に応募しませんか？

大阪市では、市民、企業等からの寄附金を活用し、NPO法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体が行う公益性の高い事業に対して助成する「大阪市市民活動推進助成事業」を実施しています。

市民活動推進助成事業による助成を希望する団体は、事前に団体登録を行う必要があります。申請は随時受け付けていますので、ぜひご登録ください。

【事業のしくみ】



※登録団体に必ず助成金が交付されるものではありません。

※事業に対する助成であり、団体の通常の運営費に対する助成を行うものではありません。

※助成金を交付する事業は、登録団体を対象に事業募集を行い、外部委員による「大阪市市民活動推進事業運営会議」で審査し、その意見をj得て大阪市が決定します。

■登録要件

次の要件の全ての要件を満たしている団体とします。

- (1) 特定非営利活動法人またはボランティアグループ等の任意の非営利活動団体であること。ただし、公益法人、社会福祉法人等の法人、営利企業等は除くものとする。
- (2) 特定非営利活動法人は、大阪市内に主たる事務所または従たる事務所を有し、大阪市内を活動の拠点としていること。任意の非営利活動団体は、大阪市民を対象とし、大阪市内で活動している実績があること。
- (3) 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、任意団体が特定非営利活動法人化した場合は、任意団体歴を含めるものとする。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者(候補者を含む)または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が構成する団体(以下「暴力団」という。)又は暴力団、その構成員もしくは大阪市内暴力団排除条例第2条第3項に規定する暴力団密接関係者の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制の下にある団体でないこと。

■提出書類

- (1) 大阪市市民活動推進事業団体登録申請書(様式第1号)
- (2) 団体の概要書(様式第2号)
- (3) 申請書(様式第1号)に記載されている添付書類
- (4) 担当者連絡票

※市民局HPより様式をダウンロードできます。



大阪市市民活動団体登録

検索

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html>

平成26年度助成事業

「外国人の子どものひきこもりやいじめに対する 親子支援のためのサークル」

外国人の親が子育てで抱えている不安やストレスを解消したり、親子の精神面の安定を図るため、親子サークル勉強会を開催。

【事業実施団体】

関西生命線



ぐりサポコミック事業

自死遺族や遺児が経験しうるシチュエーションや感情を分かりやすくイラストで配信し、当事者、支援者、その他すべての人がグリーフについて理解する機会をつくる。

【事業実施団体】

特定非営利活動法人

ぐりーふサポートハウス



振り込め詐欺撲滅ミュージカルの上演

詐欺グループがターゲットとしている年齢層に向け、各警察署や区と連携を持ちながら、ミュージカル芝居で防犯を訴える。

【事業実施団体】

特定非営利活動法人
発起塾



みんなで集う秋のコンサート パート34

閉じこもりがちな高齢者に楽しい企画で外出を誘い、暮らしを豊かにし生活の向上を図るため、参加型のコンサートを開催。

【事業実施団体】

特定非営利活動法人
高齢者外出介助の会



お問合せ：大阪市市民局区政支援室地域力担当地域資源グループ
住所：〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号(大阪市役所4階)
電話：06-6208-9833 ファックス：06-6202-7073